

管理運営方針

2014年1月21日

理事会承認

大学の教育研究目的を実行するために必要な管理運営体制を整備する。

- 1 本学は、学長を中心としたリーダーシップのもと、学部においては学部長が、大学院研究科においては研究科委員長が、それぞれの教育研究における責任を分担する。
- 2 法令及び学内規程に定める事項については教授会において審議を行う。
- 3 日常的な管理運営を行うために、法人事務局長を責任者とする事務局を置く。大学運営会議が必要な調整を行ったうえで、事務局各部門が事務を執行する。
- 4 設置者である法人は、大学の教育研究を推進するために必要な経済基盤を確実に措置することに責任を持つ。法人には寄附行為に基づき理事会を置き、理事長のリーダーシップのもと運営される。法人と大学の連絡調整は、学内理事や責任者が理事会に出席・陪席する他、学園運営会議・常任理事会等の会議において行う。
- 5 小規模大学の管理運営を行うにふさわしい、少人数で最大限のパフォーマンスを発揮できる、柔軟かつ権限と責任の明確な組織を確立する。また、構成員のやる気を引き出し、組織の目的を達成するにふさわしい人事制度を実現する。